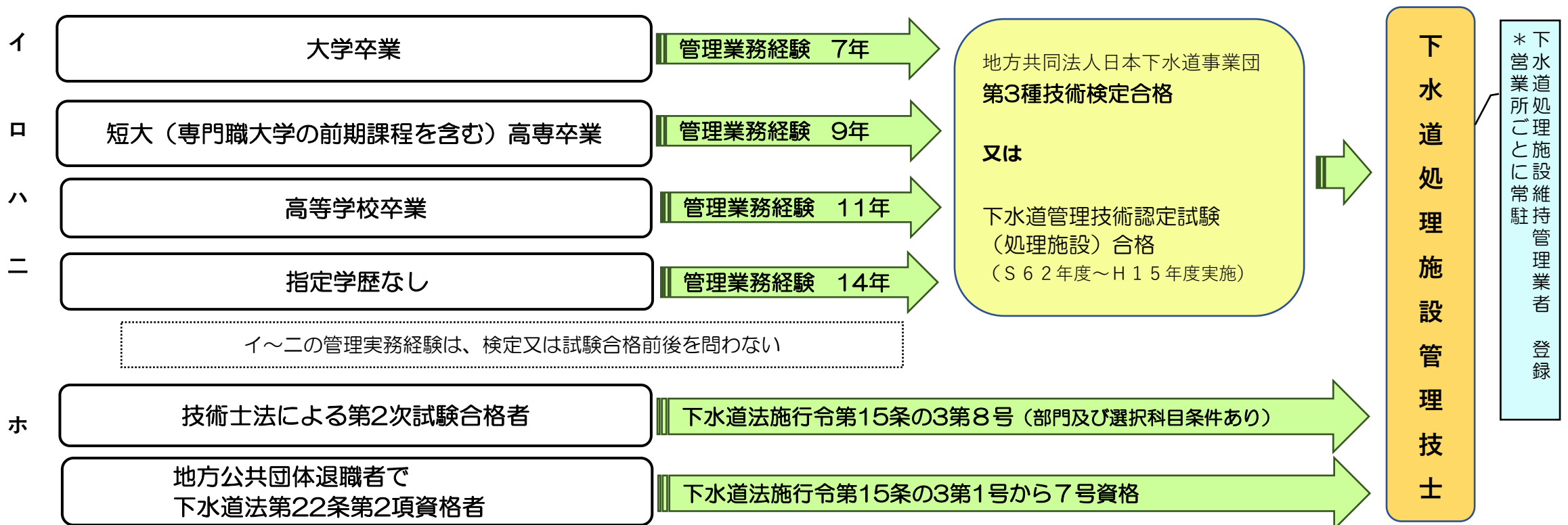


下水道処理施設管理技士の登録要件

(規程第3条関係)



【下水道法施行令第15条の3の資格】

卒業・終了した学校等	卒業・終了した学科等	履修した科目等	維持管理（処理施設・ポンプ施設） 実務経験年数	施行令第15 条の3
大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学	2（1）	第1号
大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学以外	3（1.5）	第2号
短期大学、高等専門学校	土木科又はこれに相当する課程	－	5（2.5）	第3号
高等学校、中等教育学校	土木科又はこれに相当する課程	－	7（3.5）	第4号
学歴問わず実務経験による			10（5）	第5号
大学院	5年以上在学	下水道工学	0.5（0.5）	第6号
大学院又は大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	1（0.5）	
短期大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	4（2）	
外国の学校	日本の学校による学歴、経験年数に準ずる			
指定試験	下水道管理技術認定試験（処理施設）		2（1）	
指定講習	下水道維持管理資格者講習会		5（2.5）	
日本下水道事業団の第3 種技術検定合格			2（0）	第7号
技術士法による二次試験	下水道を選択科目として上下水道部門に合格		0（0）	第8号
	水質管理又は廃棄物・資源循環（改正前：汚物処理又は廃棄物処理又は廃棄物管理）を選択科目として衛生工学部門に合格		0（0）	

※第6号：下水の処理開始の公示事項等に関する省令

※第8号：国土交通省告示（R1.7.1一部改正：技術士法による二次試験科目改正）

実務経験年数 表記例： 2（1）

下水道を含む関連インフラの経験を
合算した全体の経験年数

全体の経験年数のうち下
水道の経験年数

（関連インフラ：下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設等）

管理業務の実務経験について

下水道の終末処理場の維持管理に係る管理業務として認められるものの事例

①処理場全体

- （1）処理場施設運転管理業務の計画作成及び実施
- （2）水質管理並びに改善データの整理及び解析
- （3）電気設備又は機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く。）
- （4）処理場施設の試運転及び運転指導

②水処理施設

- （1）水処理施設運転管理業務の計画作成及び実施
- （2）水処理施設の運転操作、保守点検、運転状況の記録等
- （3）最初沈殿池、最終沈殿池及び消毒設備の運転操作
- （4）エアレーションタンクの運転操作及び水質管理
- （5）水処理に係る電気設備又は機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く）

- (6) 水質試験並びにデータの整理及び解析（処理水の放流先公共用水域の水質試験を除く）
- (7) 水処理施設の各機器の試運転及び運転指導

③汚水処理施設

- (1) 汚泥処理施設運転管理業務の計画作成及び実施
- (2) 汚泥処理施設の運転操作、保守点検、運転状況の記録等
- (3) 汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク及び汚泥洗浄タンクの運転操作
- (4) 汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の運転操作
- (5) 汚泥処理に係る電気設備又は機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く。）
- (6) 汚泥試験並びにデータの整理及び解析
- (7) 汚泥処理施設の各機器の試運転及び運転指導

④ポンプ施設

- (1) ポンプ施設運転管理業務の計画作成及び実施
- (2) 沈砂池及びポンプの運転操作、保守点検、運転状況の記録等
- (3) 揚水に係る電気設備及び機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く。）
- (4) ポンプ施設の各機器の試運転及び運転指導

⑤高度処理施設

- ②、③に準ずるもの

実験プラント及び下水道へ流入させるための処理施設（前処理施設）にかかるものは含まれない。

実務経験として認められないものとして、単なる処理場内の清掃、汚泥等の運搬、各設備、機器の定期点検等がある。

なお、試運転及び運転指導の実務経験とみなされる期間は、通常、3箇月程度が限度で行われているので、単体の設備、機器に係るものでなく、処理システム全体（水処理施設又は、汚泥処理施設全体）の場合のみこの範囲を限度として実際に従事した期間とする。